



共に生き、共に支え合う まちづくりを目指して



障害福祉サービス

医療機関送迎サービス事業

■対象者
香南市に住所を有する下記の手帳を所持している方であって、住民税非課税の在宅者
①身体障害者手帳1級・2級のうち下肢機能障害・体幹機能障害・視覚障害による手帳を所持する方、もしくは3級のうち下肢機能障害または体幹機能障害の手帳を所持する方
②療育手帳A1・A2
③精神保健福祉手帳1級

■サービス内容
月に1回、香南市内および香南市外の医療機関を利用するために必要な送迎を行う。

■利用者負担
香南市内は利用者負担なし。香南市外(南国市、香美市、安芸市、芸西村)は助成上限額3,000円。高知市は5,000円。

在宅介護手当

■対象者
家庭で常時介護を要する重度身体障害児(者)または重度知的障害児(者)を主として介護している方で、同居または同居に準ずる方

■要件
次の要件をすべて満たす方
①介護する方が香南市に住所を有し市民税非課税
②介護を受ける方が市民税非課税世帯
③介護を受ける方の属する世帯の生計を、主として維持する方が市民税非課税
④在宅で月の内15日以上介護していること

■手当額
月額8,000円を毎年度10月(4~9月分)と4月(10~3月分)に支給する。

福祉医療費助成事業

■対象者
身体障害者手帳3級または療育手帳B1、B2の方
・65歳未満の場合…世帯の総所得額が200万円以下の方
・65歳以上の場合…住民税非課税世帯の方

■助成内容 対象者が負担する医療費を助成する



市では、障害者の方が安心して生活できるように、さまざまな障害福祉サービスを提供しています。その中でも、利用ニーズの高い、市が独自に行っているサービスを紹介いたします。

社会参加のための 外出支援サービス事業

■対象者
香南市に住所を有する住民税非課税の在宅者で、外出の際に第三者の付き添いが必要な方で下記のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳1級・2級のうち障害により臥床している方、または車いすを利用している方で一般交通機関の利用が困難な方
②療育手帳A1・A2
③精神保健福祉手帳1級

■サービス内容
毎週月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時15分までの間(ただし、休日および12月29日から翌年の1月3日までを除く)で、社会参加のための外出に必要な送迎を行う。

■利用者負担
利用者負担なし。ただし、一利用者あたりの年間総利用時間は30時間以内。

心身障害児福祉年金

■対象者
20歳未満の心身障害児の保護者(現に監護を行う方)で、1年以上香南市に住所を有しかつ居住している方

※心身障害児とは
身体障害者手帳3級以上または療育手帳A1、A2、B1の方または特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める程度の障害の状態にある方

■手当額
月額4,000円を9月(4~9月分)と3月(10~3月分)に支給する。

特定健診は1月末までに受診を

市内の特定健診実施医療機関

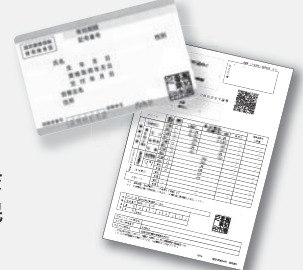
医療機関名	住所	電話
もえぎクリニック	赤岡町2066-3	57-3050
ヤ・シキクリニック	香我美町岸本800-1	55-1500
山北診療所	香我美町山北1304-1	54-2220
北村産婦人科	野市町西野551-3	56-1013
疋田内科	野市町西野2636-6	56-2002
野市整形外科病院	野市町西野2235	56-3063
藤田整形外科	野市町東野169-1	56-0138
野市中央病院	野市町東野555-18	55-1101
藤川クリニック	野市町西野2192-2	56-2211
西山内科	野市町西野51-1	56-3800
近森医院	野市町東野447-2	54-2235
さとう循環器消化器科	野市町西野587-15	57-5311
鈴木内科	野市町みどり野1丁目64	55-3030
寺田内科	夜須町坪井23-1	55-5100
夜須診療所	夜須町手結298-30	54-2250

■香南市以外の医療機関でも受診できますので、かかりつけ医にご相談ください。
■予約が必要な場合もありますので、必ず事前に医療機関に確認をしてください。

特定健診に持っていくもの

特定健診受診券・保険証・問診票

※受診券を紛失した場合は、受診券の再発行ができません。お手数ですが、国民健康保険証と印鑑を持って市民保険課または各支所の窓口においでください



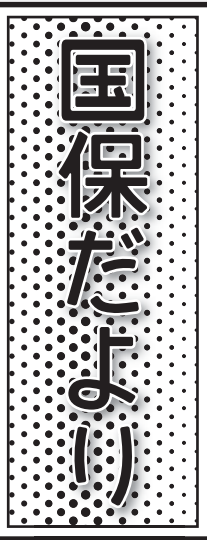
受診券の有効期限は1月末

特定健診の対象者は、40~74歳で市国保に加入されている方(医療機関で治療中の方も含む)です。対象となる方には、受診時に必要な水色の受診券と問診票を昨年5月下旬に送付しています。
集団健診は今年度の全日程を終了しました

人間ドックに行かれる方へ

受診券の有効期限を3月末まで延長できますので、市民保険課で有効期限延長の手続きをしてください。

の、まだ特定健診を受けていない方は、1月末までに左記の医療機関で個別に受診(無料)してください。



特定健診はもう受けられませんか? 特定健診受診券の有効期限は、1月末です。これを過ぎると、今年度の特定健診は受診できません。また、受診されていない方は、医療機関で必ず受診してください。きちんと体をチェックして、新しい年をスタートしましょう。

高額療養費の申請について

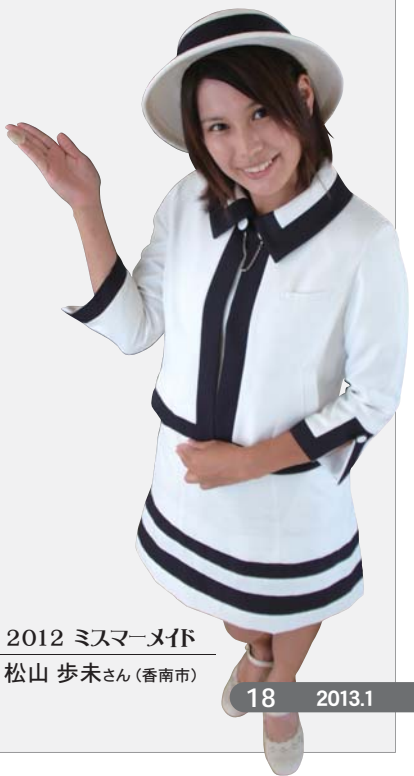
1 1カ月の医療費の自己負担額が世帯(もしくは個人)の限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として後から払い戻しになります。
国保では、該当すると思われる方には、診療月の2~3カ月後に申請の案内を郵送しています。「案内」が送られてきたのに医療費の領収書がない」ということにならないように、領収書の保管をお願いします。

確定申告で医療費控除を受けられる方へ

今 後の申請手続きは、右の日程を予定しています。確定申告で病院や調剤薬局の領収書(原本)を提出する前に、高額療養費の払い戻しになると思われる診療月の領収書については、領収書のコピーを取っておいてください。

★高額療養費申請手続きの予定

	案内発送日	申請締切日	支給予定日
H24.11月診療分	1月23日	2月12日	2月25日
H24.12月診療分	2月22日	3月11日	3月25日



2012 ミスマーメイド
松山 歩未さん(香南市)